

国民健康保険税の口座振替が便利です

～ 6月15日～8月31日は口座振替推進月間 ～

☎ 税務課 徴収対策班 ☎ 0820-74-1008

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている人を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっております。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

申込手続きの方法

町内の取扱金融機関に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載の上、お申し込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙

を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、税務課までお気軽にお問い合わせください。

手続き（申請書記載）に必要なもの

・ 預貯金通帳（口座番号が確認できるもの）

・ 預貯金通帳の届出印

取扱金融機関
山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

※ インターネットを経由して口座振替の手続きを行うサービス（Web口座振替受付サービス）ができるようになりました（一部金融機関を除く）。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

重度心身障害者の方には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

対象となる人の要件
(1) 身体障害者手帳1級から3級をお持ちの人
(2) 療育手帳Aをお持ちの人
(3) 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
(4) 障害年金1級の受給者
(5) 特別児童扶養手当1級の受給者等

助成の要件

対象となる人の要件のいずれかに該当し、一定の所得制限額を超えない人は、お近くの総合支所・出張所で申請をしてください。（所得制限額に

ついてはお問い合わせください）

なお、すでに受給している65歳未満の人には更新書類を送付していますので、手続きをお済みでない人は6月中旬に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の人については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

手続きに必要なもの

・ 資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証、マイナンバーポータルの保険資格情報を印刷したもの（いずれか1つ）
・ 対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）
受給者証有効期間
7月1日から
令和9年6月30日まで

問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505